一　保安林の所在場所　三重県熊野市育生町赤倉字隠峪六九一、字蛇谷六九三、字高吹六九四、六九六の一、六九七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　北海道勇払郡むかわ町穂別二六二の一・新冠郡新冠町字大富三〇五・三一七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二九九、字東泊津一九四の一、一九五、むかわ町穂別二六二の九三
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
1　立木の伐採
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
館浜五九六の二五地先・増毛郡増毛町阿分一〇五五（以上一筆地先一筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、様似郡様似町字鵡苫一〇二五（国有林）、増毛町阿分二四七・二四八の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
1　立木の伐採
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
保安林の所在場所　北海道中川郡豊頃町二宮五五九六の二・五五九六の九・五六三三の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）、五五九六の四・五五九六の七・五五九六の一〇・五六〇八の二・五六三〇の二・五六三〇の四・五六三〇の五・五六三一の二・五六三三の四（以上九筆国有林）、檜山郡上ノ国町字早瀬一五六の一地先・一四一・豊頃町二宮五六〇九の二・五六〇九の四・五六一〇の二・五六二六の二（以上一筆地先五筆について次の図に示す部分に限る。）、上ノ国町字早瀬一四二、豊頃町二宮五六〇八の三、五六〇九の三、五六一五の一、五六一五の二、五六一六の一、五六一六の二、五六一六の四、五六一六の六、五六二五、五六二六の一、五六三二の一、五六三二の二
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　北海道空知郡南富良野町字落合一三六五（次の図に示す部分に限る。）、北広島市仁別四四七から四五四まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　立木の伐採
(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
保安林の所在場所　北海道寿都郡寿都町字**樽**岸町建岩一七九（次の図に示す部分に限る。）、瀬棚郡今金町字今金五六六の一・五六六の二・五六七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
(二)　指定の目的　土砂の崩壊の防備
(三)　指定施業要件
1　立木の伐採の方法
(1)　主伐は、択伐による。
(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
2　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び北広島市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　島根県益田市匹見町紙祖イ一三七八、イ一三八六からイ一三九九まで、イ一三八六の一、イ一三八六の二、イ一三八七の一、イ一三八七の二、イ一三八九の一、イ一三九二からイ一三九六まで、イ一三九三の一、イ一三九六の一、イ一三九七の一からイ一三九七の七まで、イ一三九八、イ一九八三の四
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百二十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也

一　保安林の所在場所　三重県熊野市育生町赤倉字隠峪六九一、字蛇谷六九三、字高吹六九四、六九六の一、六九七
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を三重県庁及び熊野市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百三十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年二月十六日

農林水産大臣　西川　公也